

# セントラルメディカルクラブ個人会員約款

## 第1条 (目的)

1. 本約款は、株式会社CMC（以下「当社」といいます。）が医療法人DIC（以下「DIC」といいます。）と提携して運営するセントラルメディカルクラブ（以下「当クラブ」といいます。）について、会員資格及び運営等に関して定めるものです。
2. 当クラブは、当クラブの会員（以下「会員」といいます。）の心身の健康管理を図ることを目的とします。

## 第2条 (約款の適用範囲)

当クラブの入退会及び利用に当たっては、会員は本約款（本約款に付随する細則（以下「細則」といいます。）を含みます。以下同じ。）及び当社が別途定める利用規則（以下「利用規則」といいます。）に従うものとします。

## 第3条 (運営及び管理)

1. 当クラブの運営及び管理は、次項に定めるメディカルクラブサービスを除き、当社が行うものとします。
2. 当クラブのメディカルクラブサービス（詳細は細則に定めます。）は、当社が提携しているDICが提供するものとします。これに関し、当社は、会員がDICからメディカルクラブサービスを受けられるよう、会員とDICの間の調整その他のサポートを行うものとします。

## 第4条 (会員の種類及び種別)

1. 会員の種別は、個人正会員、及び家族会員とします。家族会員は個人正会員の二親等以内の親族に限ります。
2. 会員が選択するメディカルクラブサービスの種類（以下「会員コース」といいます。）及び内容については、細則にて定めるものとします。
3. 会員コースは、次条に基づき締結される入会契約において定めるものとします。会員は、入会後においても、当社が定める所定の手続きを行い、変更前後の会員コースにかかる入会金の差額を支払うことにより、会員コースを変更することができるものとします。なお、変更後の会員コースにかかる入会費が変更前のものより低額である場合でも、当該差額は返還されないものとします。
4. 前項による変更後の会員コースは、変更前後の会員コースにかかる入会金の差額の支払いが完了し、当社が変更を承諾した日の属する月の翌月から適用されるものとし、爾後、変更後の月会費が適用されるものとします。なお、会員期間は変更前の会員種別にかかる会員期間と通算する方法により計算するものとします。

## 第5条 (入会手続)

1. 当クラブへの入会を希望する者は、本約款に同意したうえで、当社所定の申込書その他当社が指定する必要書類を当社所定の方法で当社に交付することにより、入会の申込みを行います。当社は、入会の申込みを受けたときは、当社の審査基準（当クラブの会員に相応しい社会的信用があることを含むが、これに限られません。）に従って入会審査を行うものとします。当社は、以下に該当する者については、入会を承認しないものとします。
  - (1) 自然人でない者
  - (2) 反社会的勢力（暴力団若しくは反社会的団体の構成員若しくはその関係者又はこれらの者が役員若しくは従業員である法人等（詳細は脚注1を参照））<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 反社会的勢力とは以下の者をいいます。

① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）。

- (3) 身体に刺青又は刺青と誤認し得るものをしている者
  - (4) 刑法上の罪名又はその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴された者、又はその嫌疑を受け社会的信用を失った者
  - (5) その他当社の審査基準に適合しない者
2. 入会契約は、前項の申込みを当社が承諾した時に成立するものとし、当社は、前項の申込みを承諾したときは、承諾日（契約締結日）及び契約開始日を当社所定の方法で会員に通知します。
  3. 当クラブは、資格審査の理由は明示しないものとし、入会申込者は、資格審査の結果について、異議申立てをすることができないものとします。
  4. 会員は、会員の種別及び会員コースに応じ、入会に係る対価として細則で定める入会金を、入会契約締結日が属する月の翌月末日までに、銀行振込により、当社に支払うものとします。
  5. 入会契約の成立により、会員は入会金及び初会員年度初月及びその次月にかかる月会費（月会費の支払条件は第7条に規定します。）の支払義務を負うものとし、会員がクーリングオフ（特定商取引に関する法律第9条第1項に規定する申込みの撤回等をいい、以下同様とします。）を行った場合を除き、入会金はいかなる場合にも返還しません。

#### 第6条（会員期間・会員年度）

1. 会員期間は、入会契約において定める契約開始日から開始し、終期の定めのない無制限のものとし、
2. 会員年度は、各会員別に定めるものとし、初年度は契約開始日の属する月から起算して12か月間、次年度以降はそれに続く12か月間（初年度における契約開始日及び次年度以降の会員年度の開始日を総称して、「会員年度開始日」といいます。）とします。
3. 会員は、当社が定める所定の退会届を提出することにより、中途退会できるものとします。この場合、退会日は、退会届が提出された日が属する月の末日とし、会員期間は同日をもって終了するものとします。
4. 本条の定めは、民法第541条及び第542条に基づく解除を妨げるものではありません。

#### 第7条（月会費）

1. 会員は、会員の種別に応じて、当月中の会員資格を付与することの対価として、月会費（細則で規定します。）を、当月における当社所定の期日に、口座自動引き落としによる支払いにより、当社に納めるものとします。ただし、初会員年度初月及びその次月については、契約締結日が属する月の翌月末日までに、銀行振込により、当社に支払うものとします。
2. 当クラブは、会員が前項に規定する月会費を支払った場合には、当該会員に対して、当月中の会員資格を付与します。
3. 月会費は、会員がクーリングオフを行った場合を除き、いかなる場合においてもこれを返還しないものとします。
4. 会員について、第6条第3項に基づく退会、第8条に基づく会員資格の中断又は第9条に基づく会員資格の喪失が発生した場合であっても、当該事由の発生前に会員が細則に定める検査を利用し、当該検査の正規料金が会員の当該会員年度における支払済みの月会費合計額を上回る場合は、当該会員はその支払義務を免れないものとします。
5. 当社は、経済情勢、医療技術の変化等により、月会費を変更することができるものとします。

#### 第8条（会員資格の中断）

- 
- ② 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
  - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
  - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
  - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下犯罪という）に該当する罪を犯した者。
  - ⑥ 前各号に該当する者がその経営に関与し、又はその役員である法人。

1. 会員が止むを得ない事情のため、一定期間当クラブのサービスが利用できない場合、会員の申し出により当社の承認を得て、申し出があった日の属する月の翌月 1 日（以下「中断日」といいます。）以降の会員資格を中断し、同月以降の月会費を免除します。なお、会員資格を中断した場合、当該会員年度にかかるメディカルクラブサービスは、中断日までにおける同サービスの利用の有無および次項による再開の有無を問わず、利用できないものとします。
2. 前項に定める中断を認められた会員が、当クラブの利用を再開するには、当社に対し当社所定の方法により再開を申し出、当社の承認を得なければならないものとします。当社は、会員による当該申し出に対し、承諾又は不承諾の判断をし、当社所定の方法によって通知するものとします。
3. 前項に定める手続により利用再開を承認された会員は、当社の定める利用再開日（以下「利用再開日」といいます。）が属する月の前月末日までに、第 7 条に定める月会費を支払うものとし、当該支払いを条件に利用再開日より、当クラブのメディカルサービスを利用できるものとします。この場合、再開後の会員年度は利用再開日の属する月から起算して 12 か月間、次年度以降はそれに続く 12 か月間とします。
4. 第 2 項に定める手続により利用再開が承諾されなかった会員は、当社によりその旨が通知された日（当該通知が当社の故意又は過失なく不着又は延着した場合、通常到達すべき日において通知されたものをみなします。）をもって会員資格を喪失するものとします。
5. 会員が中断日から起算して 3 年を経過する日までの間に、第 2 項に基づく再開の申し出をしなかったときは、当該日をもって会員資格を喪失するものとします。
6. 個人正会員又は家族会員が会員資格を中断した場合であっても、その家族会員又は個人正会員は、引き続きメディカルサービスを利用できるものとします。

#### 第 9 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失うものとします。
  - (1) 退会の手続を取ったとき。
  - (2) 死亡したとき（ただし、第 10 条第 1 項第 2 号によって会員資格が承継されない場合に限りません。）。
  - (3) 破産その他の倒産手続が開催され、又は解散等の決議を行ったとき。
  - (4) 失踪宣告を受けたとき。
  - (5) 次項により除名処分を受けたとき。
  - (6) 前条第 4 項又は第 5 項に該当したとき
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員の会員資格を一時停止し、又は除名することができるものとします。
  - (1) 入会時に虚偽の申告をしたとき。
  - (2) 本約款第 5 条第 1 項に定める入会不承認事由のいずれかに該当することとなったとき。
  - (3) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動・暴力を用いる行為、風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し若しくは相手方の業務を妨害する行為、犯罪に該当する罪に該当する行為、又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - (4) 月会費及び利用料金その他の当社又は DIC に対する支払いを滞納し、催告後 10 日間経過してもその支払いがないとき。
  - (5) 本約款、細則その他当クラブ又は DIC の定める諸規定に違反したとき。
  - (6) 本施設又は DIC の施設若しくは設備を破損したとき。
  - (7) 当クラブ若しくは DIC 又はその関係者に対し、その名誉若しくは信用を毀損する言動を行い、パワーハラスメント若しくはセクシュアルハラスメントに該当する行為を行い、又はその秩序を乱したとき。
  - (8) DIC から紹介を受けた医療機関において前 3 号に該当する行為があったとき。
  - (9) 前各号に準じる事由、又は本項の処分が必要であると当社が合理的に判断するその他の事由があったとき。
3. 個人正会員が第 1 項に基づいて会員資格を喪失した場合、その家族会員も会員資格を喪失するものとします。ただし、個人

正会員が第1項第2号又は第4号に該当した場合において、当該個人正会員の二親等以内の親族が第10条に従って会員資格を承継したときは、この限りではありません。

#### 第10条（会員資格の譲渡・承継）

会員資格は、譲渡することはできないものとします。ただし、以下に定める場合には、会員の二親等以内の親族に対し、会員資格を包括的に承継させることができるものとします。

- ① 会員が死亡し、その6か月以内に当社に対して所定の手続により承継の申し出がされ、当社がこれを承諾した場合。
- ② その他所定の手続により当社の承諾を得た場合。

#### 第11条（責任事項）

1. 当クラブの利用に際して生じた会員の人的、物的事故については、当社又はDICに故意又は過失がある場合を除き、全て会員の責任とします。
2. 当クラブの利用に際して発生した盗難に関し、会員が当社又はDICに貴重品として預けた金品以外については、当社及びDICは一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、会員が、当クラブを利用中、故意又は過失により当社、DIC、これらの役員若しくは従業員、又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償するものとします。

#### 第12条（変更届）

1. 会員は、住所又は連絡先等当社に届け出た事項に変更がある場合は、速やかに当社所定の変更届を提出するものとします。
2. 当社の会員に対する通知は、当社に届け出のあった住所（前項による変更届出がなされた場合には変更後の住所）宛てにすれば足りるものとします。

#### 第13条（不可抗力）

当社は、法令の制定改廃、諸官庁の指導、地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、ストライキ、ロックアウト、疫病や感染症の拡大、その他の当社が合理的にコントロールすることのできない事情が発生した場合には、当クラブの運営及びメディカルクラブサービス、その他のサービスの提供を停止し、又は終了することができるものとします。

#### 第14条（個人情報の取扱い）

当社及びDICが当クラブのサービス提供に伴って取得する個人情報の取扱いについては、以下のリンク先のウェブサイトをご覧ください。

[<https://centralmedicalclub.com/policy>]

#### 第15条（秘密保持）

会員は、サービスを通じて取得した当社又はDICの業務上又は技術上の情報であって、秘密である旨の表示又は指定がなされたものを、会員資格の存続期間中はもとより、当該資格の喪失後においても、第三者に漏洩してはならないものとします。

#### 第16条（免責事項）

1. 当社又はDICが会員に提供する情報の有用性等については、会員及び登録利用者自身が自らの責任において判断するものとし、当社又はDICは一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本約款に従って行われる当クラブのサービス内容の変更又はサービス提供の停止・終了等により、会員若しくは第三者に損害が発生したとしても、本約款に定めるほか、当社の故意又は重過失による場合を除き一切の責任を負わないもの

